

老人保健一口メモ

…ご存じですか？お年寄りの医療費

老人医療受給対象者の医療費の負担額は、

一般の方(低所得者を含む)	医療費の1割
一定以上の所得の方	医療費の2割

●入院した場合…住民税非課税世帯(低所得Ⅰ,Ⅱ)の方は減額認定証の申請を!!

同一の医療機関での1カ月の負担額が以下の額に達したときは、その月は、その後の窓口でのお支払いは不要です。

区分	対象者	入院時一部負担金	食事負担額(1日)
一定以上の所得の方 (役場への申請は不要)	課税所得が124万円以上の老人医療受給対象者	72,300円+ (医療費-36,500円)×1%	780円
一般の方 (役場への申請は不要)	課税所得が124万円未満の老人医療受給対象者	40,200円	780円
低所得Ⅱに該当される方 (役場への申請が必要)	住民税非課税の世帯に属する老人医療受給者の方	24,600円	650円 500円 (但し90日を越えて入院されている該当者)
低所得Ⅰに該当される方 (役場への申請が必要)	住民税非課税の世帯で、その世帯の各所得額が必要経費等を差し引いたときに0円となる老人医療受給者の方	15,000円	300円

●通院した場合

以下の額を超えた額が申請により、町から払い戻しを受けることができます。

区分	対象者の方個人が1ヶ月に支払った外来の一部負担金	同一の世帯に属する対象者の方の一部負担金の合計額
① 一般の方	12,000円	40,200円
② 低所得Ⅱに該当される方	8,000円	24,600円
③ 低所得Ⅰに該当される方		15,000円
④ 一定以上の所得の方	40,200円	72,300円+ (医療費-36,500円)×1%

国民年金一口メモ…障害基礎年金

国民年金の加入中に起きた病気やけがなどで障害の状態になったときに、その障害の程度が障害等級の1級あるいは2級に該当した場合は、障害基礎年金を受けることができます。

また、国民年金の加入終了後、60歳から65歳までの間に起きた病気やけがによって障害者となった場合や、すでに20歳前に一定の障害に該当している人も受けることができます。

ただし、20歳前に一定の障害の状態に該当した場合を除いて、次のどちらかの条件を満たしていなければ障害基礎年金を受けることができません。

- 病気やけがの初診があった月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めている期間と免除されている期間を合わせて3分の2以上あること。
- 病気やけがの初診があった月の前々月までの1年間に保険料を滞納していないこと。(ただし、平成18年3月31日まで)

病気やけがなどは生涯のうちいつ起こることも限りません。万一、障害の状態になったときに障害基礎年金が受給できないことがないように、保険料を納付期限内に納めておくことが大切です。

老人保健・国民年金に関することは、役場住民課保険年金係(☎32-1111)へ